

シブヤ・ソーシャル・アクション・パートナー協定書

Shibuya Social Action Partner (S-SAP) 協定書

(目的)

第1条 渋谷区（以下「甲」という。）は、京王電鉄株式会社（以下「乙」という。）が渋谷区の区域において、地域の一員としての社会的責任（以下「CSR」という。）を負う企業であることを認め、甲及び乙は、協働して地域社会的課題を解決することとし、これに必要な基本的な事項を約定するために、この協定（以下「本件協定」という。）を締結する。

(協働する分野等)

第2条 乙は、甲に対して次の各号に掲げる支援を行うこととし、甲と乙とは、当該各号に規定する分野について、協働して地域社会的課題に取り組むこととする。

(1) 住宅・不動産の利活用に関する支援

ア 安全かつ利便性の高い短期賃貸モデルの構築・社会実験

イ 短期賃貸モデルを活用した街の魅力発信、地域交流及び人的交流の創造

ウ 住宅及び公共施設の有効活用並びにリノベーション推進に関する企画開発

(2) 初台・幡ヶ谷・笹塚・本町地区の活性化に関する支援

ア ブランディング活動を推進する場（仮称街ラボ）の発足に関する企画開発

イ 各種ステークホルダーへのコミュニケーションプログラムの提供

ウ 子育て環境の整備及び運営に関する企画開発（子ども食堂の開設等）

(3) 健康増進に関する支援 企画立案並びに情報発信施策の研究開発

(4) その他の支援 人材開発及び研修プログラム等における人的交流の検討

2 前項の規定により乙が甲に対して支援を行う場合に関して、乙がする金銭の出捐並びに無償とする役務及び技術の提供（以下「社会貢献」という。）の細目については、甲乙協議のうえ決定することとする。この場合において、甲は、乙がする前項各号に規定する分野の社会貢献が、民間事業者が行うソーシャル・アクションであること及び乙が同項に規定する課題を解決するためのパートナー（以下乙の地位を「シブヤ・ソーシャル・アクション・パートナー」という。）であることに配慮しなければならない。

(甲の責務)

第3条 甲は、ソーシャル・アクションが企業のCSR活動であることを区民に理解させるように努めなければならない。

2 甲は、乙が甲のシブヤ・ソーシャル・アクション・パートナーであることを公表するよう努めなければならない。

3 甲は、乙から社会貢献を受けるに当たって必要な手続がある場合には、これに協力するものとする。

4 甲は、本件協定に基づく協働によって知った乙の業務上の秘密、技術上の秘密その他の事業執行上支障になる情報を第三者に漏らしてはならない。

(乙の責務)

第4条 乙は、第2条に規定する支援を行うに当たっては、シブヤ・ソーシャル・アクション・パートナーとして相応しい社会貢献に努めなければならない。

2 乙は、本件協定に基づく協働によって知った甲が保護すべき個人情報を第三者に漏らしてはならない。

3 乙は、本件協定に基づく協働によって知った甲が保護すべき個人情報が事故により流失した場合には、速やかに甲に報告するとともに、その処理顛末を甲に報告しなければならない。

4 乙は、自己の帰責事由により前項に規定する事故があった場合に負う賠償責任があるときは、自らの責任により対処しなければならない。

(成果物の帰属)

第5条 第2条第1項各号の分野に係る協働により新たに生じた知的財産は、乙に帰属するものとする。ただし、甲乙協議の上決定した知的財産については、この限りでない。

(協定の期間)

第6条 本件協定は、締結した日から平成31年3月31日まで効力を有することとする。

2 前項の規定にかかわらず、協定期間の終了する日の6月前までに、甲又は乙のいずれかから、協定を継続しない旨の申し出がない場合には、当初の協定期間終了後、1年間協定は継続するものとし、以降についても同様とする。

(協定の解除)

第7条 甲及び乙の何れかに第1条に規定する目的が達成できない事情が生じたときには、相手方当事者は、本件協定を解約することができる。

2 前項の規定による解約がなされた場合にあっては、第2条第2項の規定に

より既になされた社会貢献の効力は妨げられない。

(協議)

第8条 本件協定に定めのない事項又は本件協定の解釈に疑義が生じた場合にあっては、甲及び乙は、関係法令の趣旨を踏まえ、誠実に協議しなければならない。

本件協定を締結した証として、本件協定書2通を作成し、甲乙署名の上各々1通を保有する。

平成28年9月6日

東京都渋谷区宇田川町1番1号

渋谷区長

東京都多摩市関戸一丁目9番地1

京王電鉄株式会社
代表取締役社長